

協 定 書

令和 年 月 日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
代表者 尼崎市長

(乙)

実印

開発事業区域内に設置された緑地又は緩衝緑地帯（以下「緑地」という。）の保全を図るため、
尼崎市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、尼崎市住環境整備条例第25条の規定により次のとおり協定を締結する。

（適用の場所）

第1条 この協定を適用する場所、事業施行区域の面積及び緑地の面積は、次のとおりとする。

場 所	尼崎市	
事業施行区域の面積		平方メートル
敷地面積		平方メートル
緑 地		平方メートル（別図の表示面積）

（緑地の維持管理）

第2条 乙は、前条の緑地の適正な維持管理を行うものとする。

2 乙が、その管理を委託する者もまた同様とする。

（緑地の変更）

第3条 乙は、緑地の規模及び形状を変更しようとするときは、事前に甲と協議するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条及び前条に要する費用は、乙が負担するものとする。

（市の指導）

第5条 甲は、乙に対し緑地の維持管理について技術指導を行うことができるものとする。

（協定の承継）

第6条 乙は、第1条に規定する緑地の所有権を移転しようとするときは、新たに所有権を取得しようとする者に対して、この協定についての内容を十分に告知するとともに、この協定による権利義務を承継するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第7条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

なお、上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各1通を所持するものとする。

以 上